

古物営業法が改正され 主たる営業所等の届出が必要になります

1 概要

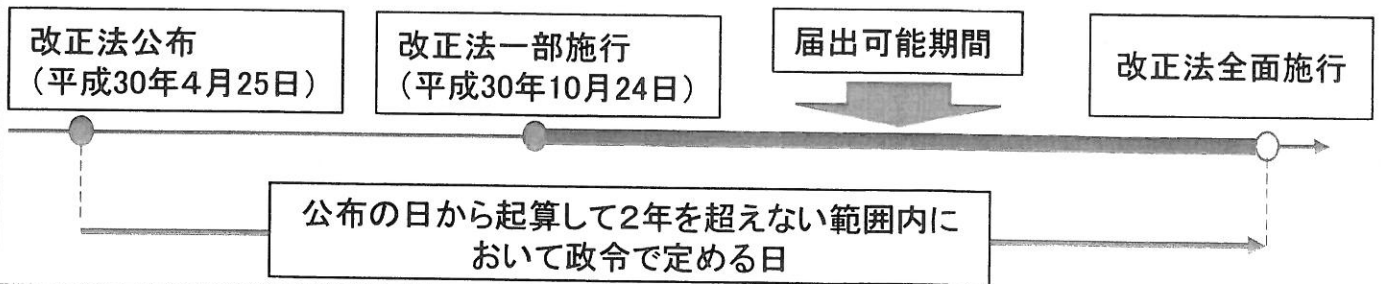
古物商等の許可を受けている方で、改正法全面施行後も引き続き営業を継続する全ての方。

「主たる営業所等届出書」
の提出が必要です。

改正法全面施行までに主たる営業所等届出書を提出しない場合、許可が失効します。

2 届出の提出時期

届出は、改正法の一部施行日(平成30年10月24日)から改正法の全面施行日(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)までの間に行う必要があります。



3 届出内容及び届出先

(1) 届出内容

- ア 主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地
- イ その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地

(2) 届出先

主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署(生活安全課)

- ※ 届出後、(1)の届出内容に変更が生じた際は、再提出が必要です。(変更後に再提出をしなかった場合は、無届けの扱いとなり、許可が失効します。)
- ※ 複数の県で許可を受けている方は、全面施行後に、交付を受けている全ての許可証を返納し、改正後の許可証の交付を受けなければなりません。

古物営業法の改正点

1 営業制限の見直し

事前に、公安委員会に「仮設店舗」を設ける日時・場所の届け出をすれば、仮設店舗において、買い受け等のために、古物商以外の方から古物を受け取ることができます。

※ 仮設店舗とは、営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であって、容易に移転することができるもの。(催事場のブース、車両を駐車して店舗として用いる出店、屋台等)

2 簡易取消しの新設

公安委員会は、古物商等の所在を確知できない(所在が判明せず、連絡も取れない)ときは、その旨を公告し、さらに30日を経過しても申出がないときは、許可を取り消すことが出来ることとなりました。

※ 住所を変更し、又は営業所所在地を変更したとき等は、必ず変更届を提出してください。

3 欠格事由の追加

欠格事由に以下の事由等が追加されます。

- ・ 窃盗罪等での罰金以上の刑を受けて、5年を経過しない者
- ・ 暴力団組員又はその関係者

※ 現在、古物商等の許可を受けている方でも、新たに追加される欠格事由に該当するときは、許可が取り消される場合があります。

お問い合わせは警察本部又は最寄りの警察署へ

古物営業法改正の詳細は、宮城県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署生活安全課までお問い合わせください。

宮城県警察本部
生活安全企画課営業係
☎022-221-7171(内線3054、3055)



みやぎくん